

平成30年(行ウ)第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国(処分行政庁 警察庁長官)

準備書面(6)

令和3年4月21日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人 井上 恵理子

志村直之

谷口孝治

横井健志

鈴木理

渡邊圭

被告は、本準備書面において、令和3年1月15日付け被告準備書面(5)の別添2(以下「別添2」という。)の各項目において②に振り分けた項目に関し、不開示情報該当性を以下のとおり主張する。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による(参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。)。

第1 本件文書の各項目の記載内容の振り分けについて

1 「名称」欄について

別添2において、14, 15, 25ないし46, 48ないし80, 82ないし84, 101ないし113, 122の各文書は、「名称」欄に関し、それぞれ②に振り分けられている。

これらの文書の「名称」欄の情報は、被告準備書面(3)第1の2(1)(9ないし11ページ)で述べたとおり、国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報も明らかとなるものに該当する。

当該部分の不開示情報該当性については、被告準備書面(3)第1の2(8)(20ないし22ページ)において「保有開始の年月日」欄の情報の不開示情報該当性として主張した内容と同様であり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当する。

なお、上記文書以外であっても、別添2の「名称」欄で①に振り分けられている文書の中に、上記と同様の理由による不開示情報が併せて含まれているものがあることを付言しておく。

2 「記録される個人情報の収集方法」欄について

別添2において、78ないし80の各文書は、「記録される個人情報の収集方法」欄に関し、それぞれ②に振り分けられている。

これらの文書の「記録される個人情報の収集方法」欄の情報は、令和3年1

月 15 日付け被告準備書面(5)の別添1「平成30年（行ウ）第126号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件各記載欄における不開示部分の内容の分類について」の「記録される個人情報の収集方法」欄に①として記載された事項、すなわち、「記載欄の中に、公にすることのできない特定の機関・団体（都道府県警察を除く。）、我が国以外の捜査機関等に関する記載がなされているもの、又は、保有個人情報管理簿の内容によって個人情報の収集先が「都道府県警察」のみであることさえも公にすることのできない性質の情報であるもの」には該当しないものの、「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄、「備考」欄の各情報と相互に関連している。

すなわち、これらの文書の「記録される個人情報の収集方法」欄を公にすることにより、「記録される項目」欄や「本人として記録される個人の範囲」欄等の情報が容易に推測できることとなる（被告準備書面(3) 17ページに「加えて、『記録される個人情報の収集方法』欄の情報を公にすることにより、『本人として記録される個人の範囲』欄の情報も容易に推測することができる。」と記載したところ、これらの文書はこれに該当する。）。

当該部分の不開示情報該当性については、被告準備書面(3)第1の2(4)ないし(6)(14ないし18ページ)において「記録される項目」欄、「本人として記録される個人の範囲」欄及び「記録される個人情報の収集方法」欄の情報の不開示情報該当性として主張した内容と同様であり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当する。

第2 本件文書の不開示情報該当性について

別添2の各項目において②に振り分けたものであっても、公にすることにより、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属が保有する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年内に把握することが可能

となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、本件開示請求時点における治安情勢や国際情勢等、公表されている他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどが特定されることは明らかである。例えば、別添2において、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄に関し、②として振り分けられた文書（すなわち、同欄の記載事項が「国内外の治安情勢に伴って展開される秘匿性や匿名性が極めて高い犯罪捜査等を担う係等の名称が付されているもの」に当たらない場合）であっても、これを公にすることにより、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、特定の係の事務に供される個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから、警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない。

また、これにより、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講じることを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、被告準備書面(1)第4の3(3)イないしエ(28ないし31ページ)等で具体的に述べたとおりである。

したがって、別添2の各項目において②に振り分けたものであっても、上記のおそれは否定できないことから、不開示情報（情報公開法5条3号又は4号）に該当するというべきである。

第3 結語

以上のとおり、本件決定は適法であるから、原告の請求は速やかに棄却され

るべきである。

以 上

略語表

平成30年(行ウ)第126号
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略語	語彙	書面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について、一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25
原告求釈明申立書	原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書	求釈明に対する回答書	1
原告第2準備書面	原告の2019年(平成31年)2月1日付け第2準備書面	準備書面(2)	4
被告準備書面(1)	被告の平成30年10月9日付け準備書面(1)	準備書面(2)	4
原告第3準備書面	原告の2019年(令和元年)5月31日付け第3準備書面	準備書面(3)	5
被告準備書面(2)	被告の平成31年4月1日付け準備書面(2)	準備書面(3)	8
原告第4準備書面	原告の2019年(令和元年)11月6日付け第4準備書面	準備書面(4)	4
被告準備書面(3)	被告の令和元年9月3日付け準備書面(3)	準備書面(4)	4
原告第5準備書面	原告の2020年(令和2年)8月27日付け第5準備書面	準備書面(5)	2
別添2	令和3年1月15日付け被告準備書面(5)の別添2	準備書面(6)	2